**身体拘束等の適正化のための指針**

**（短期入所系・多機能系サンプル）**

**事業所名**

**目次**

[１ 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方 2](#_Toc189297153)

[２ 身体拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 3](#_Toc189297154)

[３ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 4](#_Toc189297155)

[４ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 5](#_Toc189297156)

[５ 緊急やむを得ない場合の対応に関する基本方針 6](#_Toc189297157)

[６ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 8](#_Toc189297158)

[７ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 8](#_Toc189297159)

[８ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 8](#_Toc189297160)

# **事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方**

身体拘束は、利用者の行動を制限し、身体的・精神的に重大な影響を及ぼす。その結果、利用者の尊厳の保持と自立を阻害するなど、深刻な弊害をもたらす恐れがある。

そのため、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

事業所は、身体拘束等を回避するための環境整備とケアの工夫を継続し、職員が適切な対応を行えるよう研修や代替手段の検討を徹底する。

1. **身体拘束等の具体例**

身体拘束とは「本人の行動の自由を制限すること」であり、次のような行為が具体例として挙げられる。

1. 移動の制限
	* 一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
	* 転落を防ぐために、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
	* 自分で降りられないように、ベッドをサイドレールで囲む。
2. 医療処置を理由とする拘束
	* 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
	* 皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手装具をつける。
3. 座位・立位の制限
	* 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Ｙ字型拘束帯や腰ベルト、

車いすテーブルをつける。

* + 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
1. 衣服による制限
	* 脱衣やオムツ外しを防ぐために、つなぎ服（介護衣）を着せる。
2. 他者への影響を理由とした制限
	* 他の利用者への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
3. 薬物による行動の制限
	* 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
4. 隔離
	* 自分の意思で開けることができない居室等に隔離する。
5. **身体拘束等の弊害**

身体拘束等は、利用者の身体・精神・社会的な側面に深刻な影響を及ぼす。主な弊害は以下のとおりである。

1. 身体的な影響：筋力低下、関節拘縮、褥瘡、誤嚥のリスク増加
2. 精神的な影響：強い不安感、抑うつ、認知症の進行
3. 社会的な影響：利用者・家族の不信感増加、介護の質の低下
4. **身体拘束等の原則禁止**

身体拘束等は、利用者の尊厳を害し、自立を阻害するなどの重大な弊害をもたらすため、原則として行わない。

職員の業務の都合や介護の効率化を目的とした身体的拘束等は、いかなる場合も認められない。

1. **代替手段の検討**

身体拘束等をやむを得ず行う前に、まず代替手段を検討し、拘束を回避する方法を最大限追求する必要がある。

多職種間でのアセスメントや、外部専門家との連携を通じて、利用者の行動の背景を探り、可能な限り拘束を回避するケア方法を追求する。

例外的に身体拘束等を行った場合でも、その解除に向けた創意工夫を継続し、拘束を必要としない環境の実現を目指す。

1. **緊急やむを得ない場合の対応**

利用者や他の利用者の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に限り、一時的に身体拘束等を行うことができる。

ただし、以下の３要件をすべて満たした場合に限る。

1. 切迫性：利用者や他者の生命・身体に重大な危険が差し迫っている。
2. 非代替性：他に有効な手段がなく、身体拘束等を回避できない。
3. 一時性：必要最小限の時間のみ実施し、速やかに解除する。

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の本人の心身の状況、等を記録する。

1. **組織全体での取り組み**

身体拘束等の廃止・防止は、事業所全体で一丸となって取り組むべき課題である。
管理者を含む全職員が共通の認識を持ち、適正化に向けた取り組みを推進する必要がある。

そのため、職員研修の定期的な実施、身体拘束等適正化検討委員会の設置、トップのリーダーシップの強化を通じて、身体拘束等を防止するための職場環境の整備に取り組む。

# **身体拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項**

身体拘束等の適正化を推進し、適切なケアの提供を実現するため、「身体拘束等適正化検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、身体拘束等の防止と適正化に関する方策を検討し、事業所全体での取り組みを推進するとともに、やむを得ず発生した身体拘束等の再発防止策を確実に講じることを目的とする。

1. **委員長の役割**

委員長は事業所の管理者が務め、委員会の運営および指導を担う。委員長は、委員会の決定事項を適切に事業所内に反映させる責任を持つ。

1. **委員会の構成**

委員会は、事業所の管理者および従業者で構成する。必要に応じて、第三者（外部の専門家や精神科専門医等）を委員に加える。

関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも可能とする。

1. **開催頻度**

委員会は年に少なくとも◯回開催し、必要に応じて臨時会合を実施する。緊急時には、速やかに対応できるよう体制を整備する。

1. **遠隔会議システムの利用**

必要に応じて、テレビ電話装置などの遠隔会議システムを活用し、委員会を実施する。その際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守する。

1. **検討事項**

委員会は以下の事項について検討し、決定事項は従業者に周知徹底する。

1. 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。
2. 介護従業者その他の従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体拘束等について報告すること。
3. 身体拘束等適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。
4. 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、その発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正化策を検討すること。
5. 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
6. 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

**続きは有料版にて編集可能です。**